No.

（一）工場法に基き扶助料を給する事

（二）年末賞与は日給三十日分以上を支給する事、

（三）勤続賞与は日給二十日分とし一年毎に証書を交付し退職に際し現金を支給する事

（四）家屋料一ヶ月二円五十銭を支給する事、但し世帯持に限る

（五）一ヶ月二日間の公休日を与ふる事、但六ヶ月皆勤者には賞として更に二日の休日を与ふる事

同年十一月三日蒲田町青葉亭に両者会見し